

「困ったときは 民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

発行：2021年7月12日(月) No.432

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

インボイス制度中止を！中小業者の営業と暮らしを守れ！！

守山西・守山東支部役員会で「インボイス学習会」

名古屋北部民商第10回定期総会（7/9）むけての支部役員会（総会）を守山東支部、守山西支部でそれぞれ行い、次期の役員体制、本総会への代議員選出などに併せて、インボイス学習会も行いました。

6/30の守山東では、柳澤会長ら7名が参加、中水流さん夫婦からの甘味の差し入れを楽しみつつ、インボイス学習会では、「（インボイスのことは）まわりの業者も全然知らない」「（資料を見ながら）これは売上の少ない免税業者から、一網打尽で消費税を集める仕組みですね」とワイワイガヤガヤ消費税やインボイスの問題点が出されました。



守山西は7/3に事務所の3階で、4名参加で開催。役員や代議員を決めたあと、先週、参加者の井澤さんの紹介で、元会員Mさんが入会したため、拡大顕彰の3,000円を進呈。

「紹介で仲間が増えてよかった」と嬉しそう。インボイスについては、支部として以前にも学習会を開いていたため、より具体的な疑問や対策について深め合いました。「消費税分を値引いてもらうより、課税業者登録をして、申告した方が負担は少ないことがよくわかった」「インボイスの届けは書き込み会や集団で提出するの？」など意見が続出。守山西支部、守山東支部両方の役員会で「インボイスのことを知らせ、学習会も行い、署名を集めていこう」と盛り上がりました。

「一時支援金」不備ループ？

～全商連として7/14に中企庁要請～

現在、名古屋北部民商では、一時支援金を申請したなかで半数の方がすでに、入金されています。Uさんは、5月26日に民商で行政書士の事前確認を受け、一時支援金を申請。1カ月ほど経って、長文の不備メールが送られてきました。びっしりと書かれたメールは、内容を把握するだけでもひと苦労。「帳簿は2019年および2020年計2年間の帳簿を全て」「請求書・領収書等および帳簿は、2019年1～3月、2020年1～3月の計6カ月間に行った全ての取引（販売や購買）に係るものをすべて提出してください」などと指示されています。7月3日夕方のTBS「報道特集」では、英会話教室、ネイリスト、ミュージシャンなど「10回も15回も不備メールで修正をしたが、不備が解消されない」「家の登記簿まで提出した」など悲痛な声が紹介されました。担当者が「申告書に基礎控除しかないような申請は、故意に不備にしている」「税務署の調査なら説明の機会があるが、税務署よりひどい」と告発。困窮している中小業者を救わずの制度が、このような実態だとすると、許せません！

Uさんのスマホに届いたメール

ご提出いただいた書類では、給付要件を満たさないおそれがあるため、緊急事態宣言の影響を受ける追加証書のご提出をお願いします。ご提出いただいた「一時支援金に係る取引内訳一覧」の「2. 申請者の該当区分」で選択した区分に、「緊急事態宣言の影響を受ける一時支援金の詳細について」(https://www.meti.go.jp/covid-19/shiji_shien/pdf/summary.pdf)の「3. 保存書類(P.6～7)」に記載の保存書類一式を「その他書類」にアップロードしてください。保存書類を提出いただけない、給付要件を満たさない、または満たすことが確認できないことになり、下記を修正し【全て】の書類をご提出ください。【必ずお読みください】1. 書類提出の際の留意事項：書類には該当箇所をマーカー等で印をつけてください。書類がぼやけている、見切れている等の不備がないことをご確認ください。2. 【全申請者区分対象】帳簿、請求書・領収書等及び通帳の留意事項：帳簿は2019年及び2020年の計2年間の帳簿を【全て】ご提出ください。帳簿に各月の売上が明記されていることをご確認ください。請求書・領収書等及び通帳は、2019年1～3月、2020年1～3月の計6カ月間に行った【全て】の取引（販売や購買）に係るものを全てご提出ください。請求書・領収書等は、取引の日付・内容・相手先・金額が記載された原簿・購入簿（表紙や見開き1～2ページ等）に加え、2019年1～3月及び2020年1～3月における請求書・領収書等に関する取引内容が記載されているページを【全て】ご提出ください。＜例＞> 帳簿：現金出納帳、振込定元帳、売上台帳等、請求書・領収書等、請求書・領収書、納品票、契約書（月々の契約料など具体的な金額が記載されたもの）、貸借対当表、貸借対当表、請求書・領収書、通帳など、保存書類：青色申告簿、白色申告簿、白色申告簿、青色申告簿、事業主は帳簿書類（請求書・領収書等）を所定期間（5年または7年間）保存する義務があります。詳細は下記国税庁HPをご確認ください。○「個人事業を行っている方の記録・帳簿等の保存について」(https://www.nta.go.jp/publication/pamphiko/kuasahi/html/1_2.htm) 3. (1)～(3)に該当する場合の留意事項：申請者が販売・提供した商品が販売・提供先を経由して富良野地域で時短営業の要請を受けた飲食店に販売されたことが分かる書類は、「富良野地域内の卸売市場または流通事業者に販売されたことがわかる書類」や「自ら6期前、提供先が存在する地域から、富良野地域の卸売市場等に対して、販売継続して、商品サービスが提供されていることを示す統計データ」等をご提出ください。4. (2)①、(2)②に該当する場合の留意事項：「商品・サービスメニュー、店舗写真、貸借対当表も」は登記簿の3点を提出してください。なお、貸借対当表は2019年1月から申請日までを所定期間に含むものをご提出ください。また、登記簿は発行から3か月以内のものをご提出ください。上記③の代わりに許認可書（営業許可書等）を提出いただいたりも結構です。なお、免許証、開業届は許認可書としては使用できません。5. (2)②に該当する場合の留意事項：自身の所在地または事務所所在地が「緊急事態宣言の影響を受ける一時支援金について」の33Pに記載の「富良野地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域」に該当する場合は、申請は統計データのご提出は不要です（提出依頼があった場合のため、P.33のコピーを保存してください）。上記「富良野地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域」に該当しない方は各県の観光客調査など、2021年1月以降から公開されており、かつ2016年以降を対象期間とした統計データをご提出ください。なお、統計データは郵送よりも狭い範囲（徳島県東部、山口県下関市等）での表記であることをご確認ください。

飲食店の時短・休業に対する協力金 (6/1～6/20実施申請分) の記入説明会

*「あいスタ」認証についての説明も

○日時 **7月12日(月)**
13時～

○場所 **民商事務所3階**
前回の控、2019または2020年6月分売上の分かるもの



愛知県中小企業者等応援金

(申請締め切り9/5)

新型コロナウイルス感染防止のため、愛知県が発出した休業要請や営業時間短縮要請、不要不急の外出の影響に伴い、売上が減少した中小法人、個人事業者、酒類販売事業者が対象です。2021年4月～6月の売上合計が、2019年または2020年の4月～6月の比較で30%以上50%未満減少したことが条件。対象になるかどうか、チェックしてみましょう。